

# 防災に関すること（罹災証明）

## 1 罹災証明とは

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

### 区で発行する証明書の種類

#### 【罹災証明書】

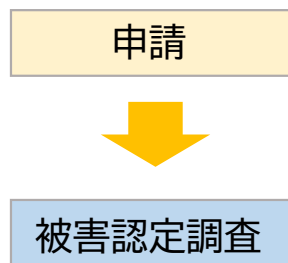
災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を区が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するもの。

#### 【被災証明書】

災害による住家以外の建物の被害について、実地調査等によりその事実を区が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するもの。

※能登半島地震での教訓を踏まえ、事業所や倉庫などの住家以外の建物を対象とする証明書を新設した。

## 2 証明書発行の流れ



・国の被害認定基準に基づき職員が調査

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に足りない
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満



## 3 被災者支援の各種制度

発行した罹災（被災）証明書をもとに、公的な生活再建に向けた各種支援制度を受けることができる。

#### 【給付】

被災者生活再建支援金、災害義援金、災害弔慰金、災害見舞金

#### 【融資】

災害復興住宅融資、災害援護資金

#### 【減免・猶予】

税金や国民年金保険料、国民健康保険料などの納付額の減免や納付期限の猶予

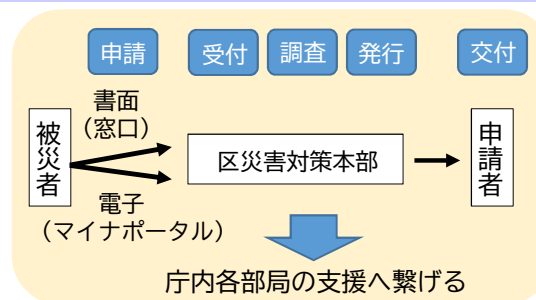
#### 【その他】

各種相談窓口、応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理や公費解体

## 4 区における発行体制

・区役所内の特設窓口での書面申請に加え、令和6年度からはマイナポータルでの電子申請を追加

・能登半島地震の教訓も踏まえ、発行体制の強化および発行後の支援体制を検討中



## 5 相談体制

生活再建などの各種情報を伝達するとともに、被災者の様々なニーズに応じた各種の相談を区民避難所も活用し実施する。

#### (1) 災害ケースマネジメント

災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援を行う。

#### (2) 土業団体等との連携

東京都行政書士会品川支部や東京三弁護士会等の専門家の知見を相談に活用する。

